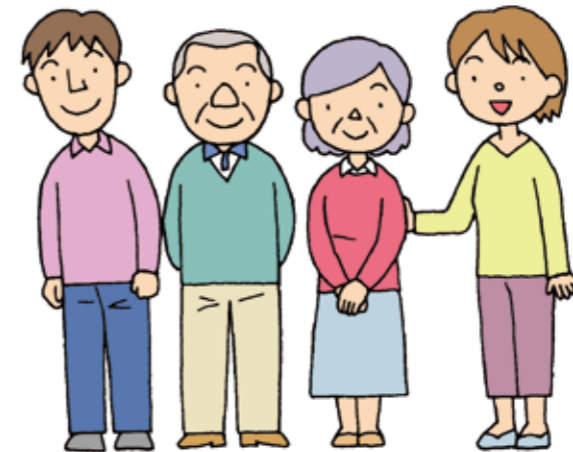
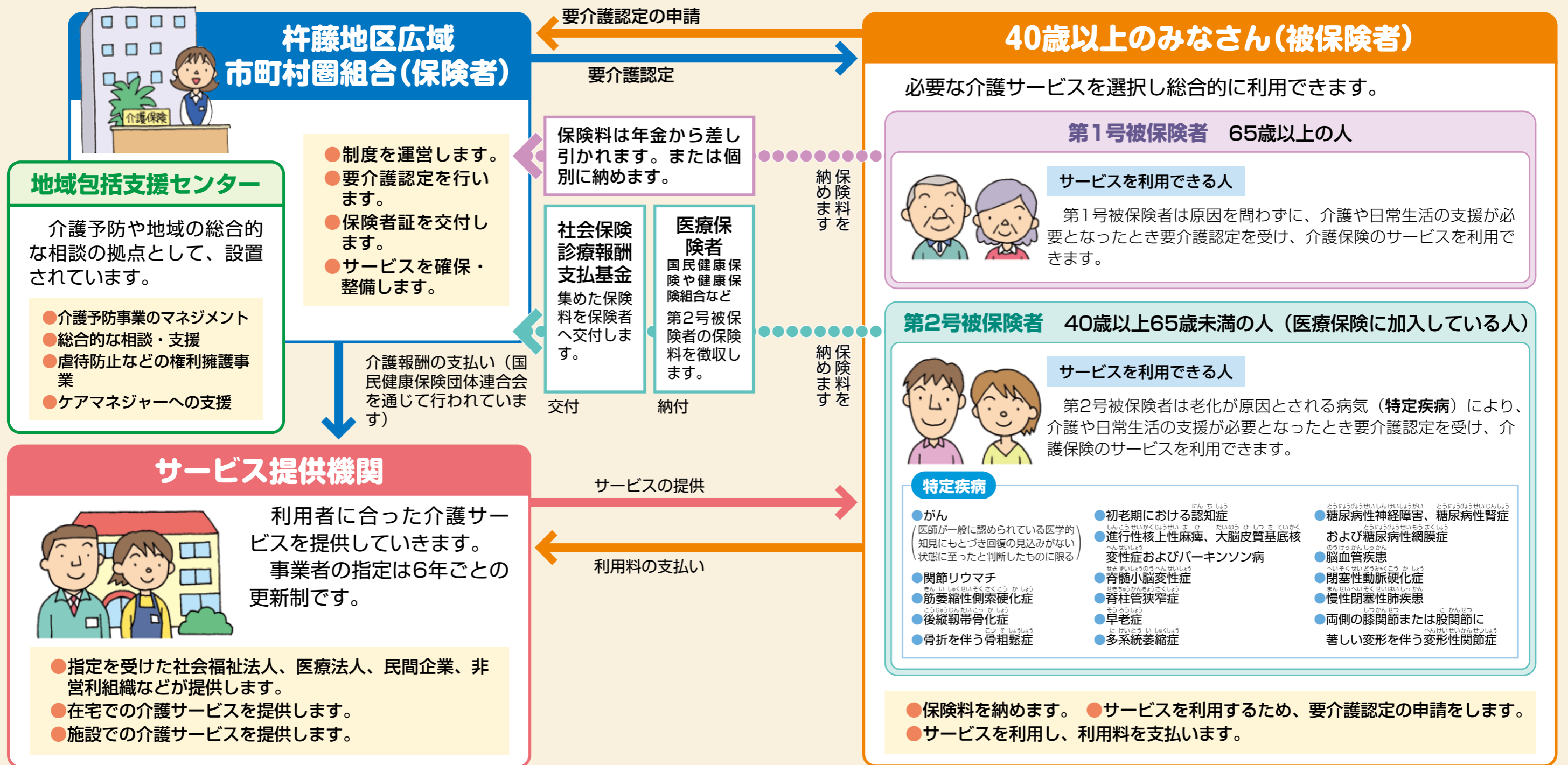


みんなが支え合う制度です

介護保険制度は杵藤地区広域市町村圏組合が保険者となって運営します。40歳以上の人全員が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払い、介護保険のサービスを利用します。



介護保険制度のしくみ



介護保険に加入する人は

杵藤地区にお住まいの40歳以上のみなさんは、介護保険の加入者（被保険者）となります。被保険者は年齢によって第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に分けられます。

加入は40歳になったら

介護保険に加入するのは40歳になった月（誕生日が月の初日の人は前月になります）からになります。介護保険に加入するための手続きは、第1号被保険者については市町ごとに、第2号被保険者については医療保険ごとに行いますから個別に手続きする必要はありません。



40歳になったとき

例

7月1日生まれ → 6月から第2号被保険者となります

7月2日～末日生まれ → 7月から第2号被保険者となります

65歳になったとき

例

9月1日生まれ → 8月から第1号被保険者となります

9月2日～末日生まれ → 9月から第1号被保険者となります

こんなときは

介護保険施設などに入所して住所を施設のある市区町村に変更した場合は？

介護保険施設などに入所することにより、住所をその施設のある市区町村に変更した場合は、住所変更前の市区町村の被保険者になります。また、2つ以上の介護保険施設などに入所して、順次住所を施設に変更した場合には、最初の施設への入所前の住所地の市区町村の被保険者になります。

介護保険の保険者証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険者証（介護保険被保険者証）が交付されます。この保険者証は介護保険の被保険者である証明書であるとともに、介護サービスを利用するときなどに欠かせないものです。大切に扱いましょう。

保険者証が交付される時

介護保険の保険者証は、被保険者一人に一枚交付されます。



65歳以上の人
第1号被保険者

65歳以上の人にはみなさんに保険者証が交付されます。新たに65歳になる人には、65歳に到達した月に交付されます。

40歳以上65歳未満の人
第2号被保険者

要介護・要支援の認定を受けた人に交付されます。

保険者証はこんなとき使います

保険者証は、要介護認定の申請やサービスを利用するときなど、介護サービスの利用には欠かせないものです。忘れずに提示しましょう。

※病気やけがなどでお医者さんにかかる時（診察や治療、投薬など）は、今までと同じように医療保険の保険証を提示します。



要介護認定の申請

介護が必要となり、要介護認定の申請をするときに提出します。（P12参照）

ケアプランの作成

ケアプランの作成依頼を市町に届け出るとき、また事業者などに計画作成を依頼するとき。（P16～19参照）

介護サービスの利用

在宅サービス、施設サービスを受けるときは、事業者や施設に提示します。（P20参照）

■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人には、介護保険負担割合証が交付されます。サービス利用の際に負担する割合が記載されています。●有効期間は1年（8月～翌年7月）です。